

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1 新型コロナワイルスワクチン定期接種費用助成についての抗議	<p>「新型コロナワイルスワクチンの定期接種費用助成」について、強く抗議し、中止を求めます。</p> <p>理由は以下のとおりです。</p> <p>1. ワクチン安全性に関する国際的懸念 米国ではmRNAワクチン開発への投資が停止され、またワクチンが抗原変異を誘発しパンデミックを長引かせる可能性が指摘されています。こうしたリスクを無視して、引き続き市民に接種を推奨する姿勢は大変問題です。</p> <p>2. 健康被害の実態 厚生労働省が公表している健康被害救済制度の認定件数によれば、2021年8月から2025年8月までの間に9,265件の被害が認定され、そのうち1,031件は死亡例とされています。 一方で、コロナワクチン以外の定期予防接種においては、昭和52年から令和3年までの44年間で3,522件にとどまっています。わずか数年でそれを大幅に上回る被害が報告されており、異常な事態といわざるを得ません。</p> <p>3. 製造現場からの内部告発 さらに深刻なのは、製造現場に携わる現役社員からすら危険性が告発されていることです。 Meiji Seikaファルマの現役社員は書籍『私たちは売りたくない!』において、「本当は売りたくない」との強い言葉でワクチンの恐怖と企業の裏側を暴露しています。 製造を担う社員自身が声を上げざるを得ない現状は、市民に隠された重大な真実の存在を示しています。安全であれば現役社員が告発するはずがありません。私たちは、企業内部ですら制御できない危険な製品を、行政が推奨しているという事実に恐怖を覚えます。</p> <p>4. 税金の使途について 5億円もの巨額の予算があれば、市民の暮らしを支える福祉、医療体制の充実、子育て支援など、他に優先すべきことが多数あります。市民の命と税金を守るべき行政が、逆に市民を危険に晒す施策に資金を投じるのは断じて許されません。</p> <p>以上の理由から、吹田市が行っている新型コロナワイルスワクチンの定期接種費用助成について、直ちに中止することを強く要望いたします。</p> <p>市民の命を守るべき行政が、誤った方向に進むことのないよう、真摯なご対応を求めます。</p>	<p>市町村は、予防接種法で「区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、予防接種を行わなければならない」とされており、本市の判断のみで予防接種を中止することはできません。なお、接種費用については、行政判断や市議会において自己負担額を認めていただいたものでございます。</p> <p>また、定期接種で用いるワクチンは、科学的知見に基づき、専門機関において安全性が審査され、国の審議会において承認されているものと認識しています。</p> <p>そのうえで、接種対象者が予防接種による効果と副反応リスクの双方について理解し、自らの意思で接種する・しないの判断をしていただけるよう、今後もわかりやすく丁寧な情報提供に努めてまいります。</p>	地域保健課	R7.8.27	R7.9.2

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
2 小学校における日本語教育環境の整備についてのお願い	<p>近年、公立小学校において、日本語が十分に理解できない児童が在籍している例が見受けられます。授業中に先生方が日本語支援を同時に行わざるを得ない場面もあり、学級全体の授業進行や、児童全員の学習機会に影響が出るのではないかと懸念しております。</p> <p>つきましては、以下のような対応をご検討いただければ幸いです。</p> <p>本来、日本に移住される方は、日本語を学び、家庭で子どもに必要な準備をさせる責任があると考えます。教育現場や市の限られた税金が過度に割かれる事のないよう、以下の点をご検討いただきたく存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国籍の児童が公立学校に入学する際、日本語能力に関する一定の条件や準備を求める</li> <li>○日本語教育については、まず家庭や保護者が責任を持って取り組むよう周知・指導を強化すること</li> <li>○学校や先生方が過度に負担を負わない仕組みを整備すること</li> <li>○現状の授業の妨害の可能性があった場合は直ちに対応すること</li> </ul> <p>子どもたち全員が安心して学べる教育環境を守るため、ぜひともご検討いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>敬具</p>	<p>本市では、日本語指導が必要な児童生徒が増加している現状があるため、それに伴って教員の負担軽減も含め、日本語指導の在り方を見直す必要があると考えています。日本語指導が必要な児童生徒への指導には学校と家庭の連携は欠かせません。そのため、本市では対象となる児童生徒の転入の連絡があった時点で、市の日本語教育の方針や取組をご理解いただくために様々な情報を提供し、ご準備いただくとともに、学校に対しては通訳者を派遣したり、AI翻訳機を貸与したりするなどのサポートを行い、学校と家庭が協力して、他の児童生徒も含む、全員が安心して学校生活を送れるよう支援を行っております。</p> <p>この度は貴重なご意見ありがとうございました。頂戴したご意見も参考にさせていただき、今後も引き続き、日本語指導体制について様々な検討を進めてまいります。</p>	学校教育室	R7.8.25	R7.9.3
3 もっと活気がほしい	<p>岸辺や正雀あたりにもっと活気がほしいです。いまタワーマンションを建てるためにたくさんの店舗が潰れました、今は正雀側なんかパチンコにスーパーが一軒ととても廢れていて寂しいです。あとコインランドリーが近くにあると嬉しいです。コンビニも少ないです。岸辺正雀がもっと明るくなりますよう願っています！！</p>	<p>JR岸辺駅南側にてマンションの建設計画が進んでいることは存じ上げておりますが、岸部・正雀周辺の店舗等の出店につきましては、民間事業者等が判断の上、決定されております。いただいた御意見は、今後の地域経済振興の参考にさせていただきます。</p> <p>以上、御理解の程よろしくお願ひいたします。</p>	地域経済振興室	R7.8.26	R7.9.3

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4 C47。「いづみの園公園」の樹木の枝が道路に飛び出して危険。伐採要す。	<p>メイシアター前の“いづみの園公園”の樹木の枝が、道路・片側車線の中程まで飛び出して自転車走行の方は、顔に当たります。避けようとして急に右へ(車道中央へ)寄った時に後方から車が来た時には、人身事故の恐れあり。危険です。</p> <p>⇒添付画像。C47-いづみの園公園。樹木の枝飛び出し。</p> <p>・この道路は、毎日、朝夕に多くの市職員の自転車での通勤路です。加えて市駐輪場の前です。</p> <p>1)樹木の枝がこのようになるまで、市の職員の方々は、関係先に誰も情報提供をされないのでしょうか?。市職員関係者に市所管設備の異常発見時のルールは、ありますか?。また周知はされているのでしょうか?。</p> <p>2)吹田市は、メイシアターでの会議、セミナーなどのイベント開催時には、市庁舎から出向かれます。この時、駐輪場前から公園への横断歩道を渡る時には、車の有無の左右確認をされる時に、樹木の枝の飛び出しに気づいておられる筈。</p> <p>3)“いづみの園公園”の管理者は、メイシアターですか?。それとも公園みどり室ですか?。</p> <p>※危機管理室および人事室そして、市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)2)について この度は、いづみの園公園の樹木のはみ出しにつきまして、ご通報いただきありがとうございます。現地確認し、支障となる枝の剪定を実施しました。</p> <p>公園樹木を含め施設の巡回を実施しておりますが、市内に500箇所以上ある公園や遊園、緑地など現状把握が行き届いていないところもございます。市職員で異常を発見した際は、府内関係機関で情報共有に努めておりますが、市民の方々からの情報提供が最も多く、とても感謝している次第であります。</p> <p>引き続き、吹田市の安全安心に努めてまいりたいと思いますので、お気づきの点がございましたらご連絡いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>3)について いづみの園公園は土木部公園みどり室で管理しております。</p>	公園みどり室	R7.8.28	R7.9.3
5 猛暑対策について	<p>猛暑が延々と続く中、体調不良の方も多いと思います。緊急時の公なしのきの場の情報提供など、対策をしてくださってありがとうございます。</p> <p>それでももし、電気の供給が止まつたら?地震がきたら?家庭の工アコンが壊れたら?様々な不安要素を抱きながら日々暮らしています。こういったことに対応する特設ページや情報提供の場が確立されいたら教えて頂きたいです。日々、夏バテや熱中症になりにくい体づくりの情報も共有出来たら、来年、再来年、ずっと未来のことを考えて不安を解消できたらいいなと考えます。</p> <p>そしてひとつの提案なんですが、家庭で日が落ちたらアスファルトに打ち水をするなど、少しでも温度を下げられる取り組みが出来たらいいなと思いました。</p> <p>最初は協力を呼び掛けるだけになるかも知れませんが、もし当たり前の行いになつたら、市民同士のつながりも生まれるかもしれません。</p> <p>どうか、一度考えてください。よろしくお願ひいたします。</p>	<p>熱中症全般につきましては、下記のポータルサイトをお役立てください。  <a href="https://www.wbgt.env.go.jp/">https://www.wbgt.env.go.jp/</a></p> <p>災害時及び停電時における熱中症予防については、下記の情報が参考になります。</p> <p>(災害時の熱中症予防:内閣府・消防庁・厚生労働省・環境省)  <a href="https://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/netchushoyobo.pdf">https://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/netchushoyobo.pdf</a>  (停電時における熱中症予防について:厚生労働省)  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00212521_00006.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00212521_00006.html</a></p> <p>今後も打ち水やみどりのカーテンなど、身近に取り組めるヒートアイランド現象緩和の啓発の推進に取り組んでいきます。  貴重なご意見ありがとうございました。</p>	環境政策室	R7.9.1	R7.9.3

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6 C44。「新型コロナ再流行か？」について提言。	<p>8月22日のYahooニュースで「新型コロナ患者数 9週連続で増加。喉の激痛・高齢者の重症化に要注意」「カミソリでのど切るような痛み」の報道がありました。</p> <p>・コロナ感染者数(定点報告・大阪府全体で3,38人)の中で、吹田市が含まれる“豊能”地区は、5.14人と多く、感染報告者数は、1週間で180人…と大阪府の11ブロック内で最大です。</p> <p>⇒添付画像。C44.コロナ発生状況、年齢別感染者:第33週(大阪府:8月11日～8月17日)</p> <p>⇒市HPで速やかな周知が必要だと思います。</p> <p>・8月23日には、近隣の公園で、夏祭りが開催。多くの飲食店の出店があり、子供と一緒に多くの親御さんの方が来ておられ、また会場設営・運営の若い方の姿も。マスク着用者は皆無の状況。</p> <p>⇒添付画像。C44.近隣の公園で、夏祭りが開催。多くの出店(17時頃撮影)。参加者は更に増えます。</p> <p>・8月23日には、近隣の高齢者の方の感染の情報がありました(行動範囲は、日常生活内)。「どこで感染をしたのか、分かりません」との事。</p> <p>・8月25日からは、学校の2学期が始まり、人的な交流も増えます。</p> <p>・潜伏期間は1～14日であり、お盆の帰省や海外旅行から1週間が経過(タイで2週間で5万人感染、香港で30人死亡報道も)。また酷暑時期での“換気・マスク着用”は、無理のように思えます。“もしかして”的心準備が必要かと思います。</p> <p>※市HP・新型コロナウイルス感染症のサイトの“大阪府のコロナ感染者数”のサイトで、吹田市は、“豊能地区”的説明文が必要。過去に同様の投稿で4回目です。他の感染症のサイトの確認をされたし。</p> <p>※教育委員会に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>本年9月1日に市ホームページの新着情報に「大阪府内の新型コロナウイルス感染症の患者数が増加しています」と注意喚起を掲載しました。また、市ホームページの同感染症のサイトにある大阪府内の流行状況に、本市が豊能ブロックに含まれる説明を追記しました。</p>	地域保健課	R7.8.25	R7.9.4

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7 山田駅東公園 ペットの排泄物 放置について の要望	<p>拝啓 平素より市政の運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、山田駅東公園において週に数回、同じ場所、かなり邪魔な場所にペットの排泄物が放置されている状況が見受けられます。特定の利用者によるものと思われますが、現状では口頭での注意や掲示のみでは改善が見込めない状況です。</p> <p>地域住民の衛生環境や公園の利用環境を守るために、下記のような具体的な対策を早急にご検討いただきたいとお願い申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放置防止のための罰則や厳格なルールの設定と明示</li> <li>○公園内での注意喚起看板の設置・更新</li> <li>○必要に応じた防犯カメラの設置による抑止効果の活用</li> </ul> <p>子どもや多くの市民が安心して利用できる公園環境を維持するため、ぜひともご対応をお願い申し上げます。</p> <p>何卒よろしくお願い申し上げます。 敬具</p>	<p>ペットの排泄物の放置につきましては、関係部署との連携を図ってまいります。また、当該公園での状況確認も行いましたので注意喚起の看板設置を進めてまいります。以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	公園みどり室	R7.8.25	R7.9.4
8 吹田駅一時駐 輪場について	吹田駅東口の一時駐輪場の数が少なすぎます。平日ですと遅くとも9時ごろには満車となり、1日満車が続きます。改善いただきたいです。	<p>JR吹田駅周辺について、新しく自転車駐車場を設置できる土地を探しているところではありますが、見つかっていない状況です。今まで、自転車を利用をされなかった方等が利用されるようになり、利用台数が増加しておりますので、</p> <p>徒歩圏内の方には利用を控えていただく等のご協力を呼び掛けております。</p> <p>今後も引き続き、自転車駐車場用地の確保に向け努力してまいります。</p> <p>お手数ではございますが、満車の場合には、メロード地下や駅南側の自転車駐車場をご利用頂きますようよろしくお願ひいたします。</p>	総務交通室	R7.8.26	R7.9.4

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9 吹田市における外国人の受け入れについて	<p>昨今、外国人観光客、移民の増加による治安の悪化等が話題となっています。</p> <p>かねてから川口市ではクルド人による問題が話題となっていましたが、政府は中国、インドからの移民の受け入れを決め、さらに先日は長井市、三条市、木更津市、今治市がアフリカ各国のホームタウンとして認定されました。</p> <p>そこで質問ですが、吹田市では今後、市として移民を含む積極的な外国人の受け入れ、外国との上記4都市のホームタウン認定のような、市民の税金等が制限なく外国人に流れるような取組みを進めていく方針はあるのでしょうか。</p> <p>また現在は特区民泊について吹田市では認められていませんが、今後も同様の方針であるのでしょうか。</p> <p>市の治安と、市民の安全を、心配しています。</p>	<p>移民を含む積極的な外国人の受け入れ、外国とのホームタウン認定のような市民の税金等が制限なく外国人に流れるような取組みを進めていく方針について</p> <p>本市において「アフリカ各国のホームタウン」や「市民の税金等が制限なく外国人に流れるような取組み」の予定はございません。</p> <p>なお、外務省のホームページにおいて、「JICAアフリカ・ホームタウン」に関してとして情報発信がされておりますので御確認ください。<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02637.html">https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02637.html</a> (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>特区民泊について</p> <p>本市は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(いわゆる「特区民泊」)は実施いたしません。</p> <p>(担当:企画財政室、衛生管理課)</p>	文化スポーツ推進室、企画財政室、衛生管理課	R7.8.25	R7.9.5
10 保育料について	<p>吹田市役所 御中</p> <p>私どもは現在、第一子の誕生を迎えたばかりで、今後保育所への入園を検討している共働き世帯です。まだ実際に保育所を利用しているわけではありませんが、事前に保育料を試算したところ、月額約87,000円との結果となり、大変驚いているとともに、悲しみを感じております。</p> <p>共働きは今や世間一般でも通常の形態となっており、吹田市に住む多くの家庭も同様に共働きで子育てをしていると思われます。その中で、保育料がこれほど高額に設定されていることは、実際に子育てを行う世帯にとって、大きな負担となっていることは明らかであります。実際に私の周りや、私自身も他の行政区への転出を検討しております。</p> <p>吹田市は、整った街並み、豊富な学生人口による活気、大企業の立地など、大変魅力ある環境を有しており、私自身も大変気に入っています。しかし、今回の保育料水準を知ってしまうと、同世代の若い家庭やこれから子育てを検討する方に「ぜひ吹田市で子育てを」と勧めることが難しいと言わざるを得ません。</p> <p>さらに、直近の報道でも明らかなように、日本の合計特殊出生率は過去最低を更新し、少子化は深刻さを増しております。国全体としても子育て世帯の経済的負担軽減は最重要課題の一つであり、この流れに逆行する過度な利用者負担は、地域の人口減少や将来の街の活力低下につながりかねません。</p>	<p>保育料の見直しにつきましては、「吹田市使用料・手数料及び自己負担額設定に関する基本方針」に基づき、定期的に行っており、直近では令和7年4月1日付けで改定を行いました。</p> <p>具体的には階層16区分のうち、最も高い区分から4区分についての引き下げを行い、最も高い区分においては、月額87,200円から月額78,000円としております。また、少子化に資する取組として、令和6年4月分から本市独自の施策として第2子以降の0歳から2歳児クラスの保育料を無償としており、様々な観点から保育料の見直しを行っております。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、吹田市で暮らす皆様にとつてよりよい行政サービスとなるよう、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	保育幼稚園室	R7.9.1	R7.9.5

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>つきましては、以下の点についてご検討をお願い申し上げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育料の見直し</li> <li>2. 共働き世帯を前提とした、より実態に即した負担軽減措置 の導入</li> </ol> <p>あわせて、本件について現在市としてどのように検討されているのか、また今後改正される可能性があるのかについて、ご回答を頂戴できれば幸いです。</p> <p>吹田市は今後も魅力ある都市として発展していく潜在力を持っていると確信しております。だからこそ、本件について前向きなご検討をいただけることを心よりお願い申し上げます。</p>				
11 障がい者手帳 早めに申請するも期限切れ発生	<p>市内在住で、精神障がい者手帳の交付を受けております。</p> <p>本年6月初旬に市内の精神病院を受診し、同院から障がい福祉室へ更新書類(診断書等)を送付していただきました。</p> <p>しかし、8月末が有効期限であるにもかかわらず、9月1日夜現在も更新通知書が届いておりません。</p> <p>また、8月28日に障がい福祉室へGmailにて問い合わせを送信しましたが、現在もご返信をいただけておりません。</p> <p>更新受付の開始直後に手続きを済ませ、特に不備等の連絡も受けていらないにもかかわらず、期限切れの事象が発生しました。</p> <p>手帳は単なる紙ではなく、身分を裏付け、雇用や生活の安定を支える大切な証明書です。</p> <p>私も障害者雇用で勤務しており、必要に応じて手帳の提示を求められることがあります。手帳が手元にない現在、非常に不安定かつ不利な状況に置かれています。</p> <p>今回求めることは「審査や交付を急いでほしい」ということではありません。</p> <p>早めに申請してもなお、手帳が期限切れになり、市民が生活上の不利益を被る事象に対し、今後の対策を切望するということです。</p> <p>更新中であることを証明できる仕組みや、代替手段を必ず設けていただきたいと強く要望します。</p>	<p>8/28にメールでのお問い合わせについて返信がでておらず、申し訳ございませんでした。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳の更新については、6月中旬に郵送での受付をさせていただき、更新手続き、手帳の受領書は9/2に送付させていただいております。更新手続きを来庁にしていただいた場合、手帳に「更新手続き中」を押印させていただいておりますが、郵送申請につきましては、押印がでておらず、手帳の期限内に更新ができないかった方につきましては、ご不便をおかけしております。</p> <p>今後、郵送での更新手続きをされました方につきましても、周知できるようにしてまいります。</p>	障がい福祉室	R7.9.2	R7.9.5

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>まずは、全ての対象者への交付等を最優先にしつつ、きちんと策を講じ、今回の意見にも必ずご回答ください。</p> <p>もし必要があれば、6月に受診した証拠となる病院の領収書の写真を添付、またはコピーを郵送いたします。</p>				
12 吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会4	<p>■【質問1】について</p> <p>&gt;努力義務であることから、職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表を行う予定はございません。</p> <p>努力義務だから「しなくても社会的・道義的責任を負わなくていい」ことにはなりません。</p> <p>努力義務はその名の通り「努めるべき義務」ですから、努めていなければ道義的責任があります。</p> <p>【質問1-1】市は、この10年間、会議を機能させる努力はしましたか。</p> <p>【質問1-2】「謝罪が必要ない」ということは、10年間会議が機能していないかったことは「大した問題ではない」という認識ということでしょうか。</p> <p>【質問1-3】この10年間で会議に費やされた公的資源(委員・職員の人物費等)の概算をお教えください。</p> <p>■【質問2】について</p> <p>&gt;整備された具体例については、地域自立支援協議会の所管事項を規定する吹田市地域自立支援協議会設置要領及び上記【質問1】での回答内容にお示した規定に基づき、すでに7月11日に御回答した内容のとおりです。</p> <p>(1)7月11日の回答は「意見を聴取すること」です  (2)それに対しこちらが「それは整備された具体例」ではないと指摘しました  (3)すると市は「自立支援協議会の活動の一環だ」と主張しました  (4)そこでこちらが再度「具体例を示せ」と言いました</p>	<p>【質問1-1】について  努力はいたしましたが、十分ではなかったため今後も改善すべき課題はあると認識しております。  現在、その課題解決に向けて引き続き地域自立支援協議会の充実に努めており、職務上の謝罪等の公表を行う予定はございません。</p> <p>【質問1-2】について  会議が機能していないかったという認識ではございません。  市といたしましては、この10年間におきましても、障がい者等が、自立し安心して日常生活や社会生活が営むことができる地域社会の実現に向け、支援体制等に関する諸課題について、地域自立支援協議会で協議・協働に努めてきたと認識しております。</p> <p>【質問1-3】について  この10年間で会議に費やされた公的資源(委員・職員の人物費等)につきましては、障がい福祉室の業務のうち、地域自立支援協議会にかかる職員の人物費等の算出は困難であるため、お答えいたしかねますが、委員報酬の概算につきましては、約77万円となります。</p> <p>何卒、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。</p>	障がい福祉室	R7.8.25	R7.9.8

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>(5)すると市は「(1)で述べた」と回答しました。(1)が具体例でないことは既に指摘済みです</p> <p>このように、市はこちらの指摘を無視して同じ回答を繰り返しています。 他の質問でもこの回答が多いですが、このような回答をくり返すことは、市職員に中学生レベルの国語力がない(=職務遂行能力がない)ことを示すことになりますのでご注意ください。</p> <p>■【質問3】について</p> <p>&gt;14名を委員とするという方向性に至り、御活動いただいたと認識しております</p> <p>その認識は誤っています。以前もメールでお送りしていますが、当事者会でのやり取りはこのようなものでした。証拠も提出できます。</p> <p>市職員「可能であれば14名にしたいが、よろしいか」 (発言なし)</p> <p>市職員「答えにくいかもしれません。市の方で4名の方のフォローをどうするのかっていうところは、私達の方もその4名の方に向き合ってお話ししているやいけない。4名の方との調整が非常に必要になりますけれども、こちらで14名という形での委員選定、令和4年度の準備を図りたいと思いますので、状況について4名の方、皆さん作業いただいて、改めて委員として活動をいただけるかどうかについては、また皆様に進捗の状況を報告いたしたいと」</p> <p>●問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に文章が不明瞭で、決定したかどうかが不明瞭です</li> <li>・決定したことを委員が了承していません。委員は決定について何も発言していません</li> <li>・「調整が必要」「また進捗を報告する」は、委員選定が未確定であることを示しています</li> </ul> <p>&gt;「他の議事録も変更されています」との御意見につきましては、今後の議事録作成の際に留意させていただきます。</p> <p>何を留意するのか不明です。 なぜ変更したのか、それが適切だったのかの説明もないままでは、留意しても無意味です。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13 【再度依頼】市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。	<p>障がい福祉室 御中</p> <p>1、来年2月頃、府内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議で本件を議題に追加してください。</p> <p>「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針 第5 推進体制 3 方針の見直し 障がい福祉計画に合わせて、3年ごとの見直しを基本としますが、2の会議体でいただいた意見を踏まえて柔軟に対応していきます。」とありますので、柔軟に対応できるはずです。  <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/036/267/syosai3.pdf">https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/036/267/syosai3.pdf</a></p> <p>2、議題に追加できない場合、その理由を教えてください。</p> <p>3、本件について、方針策定時に議論したのかどうか教えてください。</p> <p>4、合理的な配慮として対応しているのであれば、字幕の表示の実施をいますぐ徹底し、市報すいた等で周知してください。      現時点では表記を確認できておりませんし、個別に担当課へ確認することは大変負担ですので、改善してください。</p> <p>本件について、新規予算や人員の手配、資料の作成は不要であり、仕組みが構築できれば、過度な負担はないと考えますので、早急な対応を望みます。</p> <p>以下、回答      【市民の声(No.8320)の障がい福祉室の回答について】</p>	<p>1、について      前回ご回答させていただいたとおり、まずは、推進方針に記載されている取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度における取組の進捗状況について、現在、全室課に照会を行っています。      取りまとめた回答結果をもとに、来年2月頃、府内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。      映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。</p> <p>2、について      上記と同じ回答です。</p> <p>3、について      推進方針策定時に、各室課が行っている取組を確認はしましたが、映画上映等における日本語字幕については、議論にはなりませんでした。</p> <p>4、について      字幕表示を実施した際は、市報すいた等で実施内容を広報するよう、各室課において周知してまいります。</p>	障がい福祉室	R7.8.26	R7.9.9

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>・「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」に市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。          追加できないのであれば、できない理由を説明してください。          またこれまで議論をされたのかどうかも教えてください。</p> <p>⇒(障がい福祉室回答)          「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」は3年ごとの見直しを基本とし、年1回の庁内での進捗状況の確認や障がい当事者や有識者による吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会作業部会でご意見をいただきながら、施策を進めてまいります。          まずは、推進方針に記載されている取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度における取組の進捗状況について、現在、全室課に照会を行っています。          取りまとめた回答結果をもとに、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。          映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。</p>				

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>・上記の方針に記載がないとしても、合理的配慮の一環として実施してください。過度な負担には至らないと思いますが、実施ないのであればできない理由を説明してください。</p> <p>⇒(障がい福祉室回答)</p> <p>本市では、市が実施するイベント等の際に、留意する合理的配慮として、全市民視聴対象となっている動画には字幕を付けることを掲げております。</p> <p>引き続き適切な合理的配慮の推進に向け周知してまいります。</p> <p>市のイベントでの映画上映等において、日本語字幕表示の実施と日本語字幕表示の旨を周知してください</p> <p>＜ご意見等の内容＞</p> <p>令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答24にて、  <a href="https://www.city.suiza.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/039/236/R7.6.pdf">https://www.city.suiza.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/039/236/R7.6.pdf</a></p> <p>吹田市「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」控え  LNo.260の回答がない件について</p> <p>・市民の声</p> <p>吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例の趣旨としても、過度な負担がない範囲で映画上映等において、日本語字幕表示を行うべきであり、日本語字幕表示を行っている旨を周知するべきだと考えます。</p> <p>市報すいたを見る限りでは、男女共同参画センターデュオには日本語字幕表示の記載が確認できますが、それ以外に見当たりません。市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知について、行われているか調査および適切な対応をしてください。</p> <p>・市の回答</p> <p>障がい福祉室より</p> <p>貴重な御意見をいただきありがとうございます。</p> <p>令和6年12月に策定された「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」において、推進方針ごとに進めるべき市の取組として「市が発信する動画や市議会本会議放映システムでの字幕表示」を定めており、全庁的な周知を実施しているところです。</p> <p>また、推進方針ごとに進めるべき市の取組の進捗状況について、毎年、全室課に照会を行います。その照会において、進捗状況の確認を行うとともに、再度周知を行う予定です。</p> <p>御意見いただきました映画上映等における日本語字幕表示の実施については、調査の予定はございませんが、取組事例として、機会を捉えて周知してまいります。また、市報すいたにおける日本語字幕表示の記載については、統一的なものはございません。</p> <p>(担当:障がい福祉室)</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14 各担当課の回答の放置および中間報告がない件について	<p>吹田市ホームページ上のお問い合わせフォームには、「お問い合わせ内容によりましては、回答にお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。回答は原則2週間以内に行います。回答にお時間がかかる場合は、担当からメールにてご連絡いたします。」という定型文がありますが、これまで担当課に問い合わせても、回答がなく、放置された結果、市民の声に投稿し、ようやく担当課から回答があつたケースが複数ありました。</p> <p>内容によって、回答に2週間以上かかるのは致し方ないと考えますが、回答作成中である旨の連絡がないと、握り潰す気なのか、やる気がないのか、メールを確認していないのか、など嫌な気持ちになります。</p> <p>初回の投稿は問い合わせ確認メールが届くので、まだ安心できますが、担当課との直接のやりとりが始まると、問い合わせ確認メールも届かず、より不安になります。</p> <p>何かしらの連絡を入れるように全庁での徹底をお願いします。</p> <p>また現状的に2週間以内の回答が困難であれば、期間や対応方法の見直しをご検討ください。</p> <p>記載されているルールに乗っ取って問い合わせをしているつもりなのに、ルール通りの対応がされないと、信じられなくなります。</p> <p>改善を希望します。</p>	<p>各室課ホームページのお問い合わせ専用フォームにいただいたお問い合わせ等につきましては、2週間以内に回答することを原則としておりますが、回答に2週間以上要する場合には、申出人の方への御連絡を徹底し、回答に時間を要している旨や回答できる目安をお伝えするよう、全室課に周知いたしました。</p> <p>また、担当課と直接メールでやりとりされる場合にも、メールを受領し対応中であることを必ずお知らせするよう併せて周知いたしました。</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。</p>	市民総務室	R7.9.1	R7.9.10
15 自転車置き場について	<p>JR吹田岸辺駅の一般自転車置き場が少なすぎて停めることができませんでした。午前9時に行くと停める所がなく駐輪場の人々に聞いても「ありません」としか言われず途方にくれました。電車に乗ることも出来ませんでした。</p> <p>どこに停めれば良いですか？駐輪場を増やして下さい。</p>	<p>JR岸辺駅周辺について、主に自転車駐車場整備センターが運営しております自転車駐車場は午前9時ごろには、満車となっております。</p> <p>現在、新しく自転車駐車場を設置できる土地を探しているところはありますか、見つかっていない状況です。</p> <p>JR岸辺駅北側については、ビエラ岸辺の線路側にあります民間運営の一時置場のご利用や公共交通機関のご利用をご検討くださいますようよろしくお願ひいたします。</p>	総務交通室	R7.9.8	R7.9.10

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16 北千里再開発に伴う意見について(その3)	<p>前回の回答に、市街地再開発事業後の店舗等の構成やテナントの誘致などにつきましては、現時点では未定ですが、今後、準備組合において、地域ニーズや地権者の意向、周辺商業施設の立地状況などを踏まえ、持続可能で魅力的な商業施設の整備に向け、検討が進められます。</p> <p>当該事業については、段階的な情報提供や、地域等との意見交換など、丁寧な事業推進に向けて準備組合と協議しながら進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>とありますか、どのようなテナントが入るかについても意見交換会で住民からの意見を聞くということでしょうか？</p> <p>そうでなければ市民のための再開発にはならないですよね？まさか市民の意見を無視してテナントを勝手に入れないのでよね？テナントについての意見交換会をするのならいつを予定しているのか教えてください。再来年ごろから順次取り壊すと聞いたので来年くらいでしょうか？</p>	<p>※ 「北千里再開発に伴う意見について(その4)」とあわせての回答</p> <p>北千里駅前の再整備については、民間施行の市街地再開発事業として、地権者で構成される準備組合において検討が進められています。</p> <p>環境影響評価提案書における施設計画は、第1回から第5回の北千里駅前まちづくり意見交換会(以下、「意見交換会」)でいただいた地域住民のご意見や市のまちづくりの方針を踏まえ、第6回の意見交換会で事業検討主体である準備組合がまちづくり計画の概要(案)として説明したものです。</p> <p>また、テナントに関するご意見については、これまでの意見交換会の中でも頂いており、それらのご意見は準備組合にも共有しているため、準備組合が今後、再開発後の店舗構成を検討する際にも参考にさせていただけたと存じます。</p> <p>テナントの店舗構成の検討に関して地域住民の皆様のご意見をお聞きする機会をもってほしいというご要望や、その他事業計画に関するご意見は、事業検討主体である準備組合にお伝えいたします。</p>	計画調整室	R7.8.28	R7.9.11
17 北千里再開発に伴う意見について(その4)	<p>提案書を見ましたが、駐車場に敷地取りすぎ。1階の旧イオンのところにあんなに駐車場にしてどうするんだ。これではスーパーもほとんど入れないではないか。</p> <p>1階は広場以外は全部商業にすべき。地下1階もイオンの食品売り場があるので同様に全部商業にすべき。むしろ駐車場は別で小さなものでよい。電車やバスなどの公共交通機関を利用して電車やバスの利便性を確保するべき。将来の少子高齢化を考えると、マイカーありきの街づくりではいけないと思う。</p> <p>そもそもこんな状態で商業施設の延床45000平米も確保できるのか？今から5000平米増えるとは思えない平面図を出されて不信感でいっぱいだ。今は70店舗とのことだが閉店した店も多いし、タワマンを建てるなら再開発後は最低でも商業だけで5階建てで150店舗ほどは入ってほしいと思う。そうすれば75000平米ほどになりちょうどいいと思う。</p> <p>平面図の提案書についてやパースではなく、立体的に動く図(3Dでgooglemapのように中に入れるような形)を作るための意見交換会も開催してほしいです。平面図のこれをこうしてほしいとか。このままでは北千里がダメになってしまう。</p> <p>あと商業機能という点ではタワマンもいらないとは思うようになってきた。マンションが北千里周辺に乱立しているからだ。</p> <p>そもそも魅力ある北千里ならば、他所から人が北千里に来るはず。無駄な人口はやはりいる。武蔵小杉のように駅に入るのに時間がかかるようになっては困る。それに阪急電車もどんでもなく混むようになり、始発駅のメリットもなくなるので絶対やめてほしい。</p>	<p>※ 「北千里再開発に伴う意見について(その3)」とあわせての回答</p> <p>北千里駅前の再整備については、民間施行の市街地再開発事業として、地権者で構成される準備組合において検討が進められています。</p> <p>環境影響評価提案書における施設計画は、第1回から第5回の北千里駅前まちづくり意見交換会(以下、「意見交換会」)でいただいた地域住民のご意見や市のまちづくりの方針を踏まえ、第6回の意見交換会で事業検討主体である準備組合がまちづくり計画の概要(案)として説明したものです。</p> <p>また、テナントに関するご意見については、これまでの意見交換会の中でも頂いており、それらのご意見は準備組合にも共有しているため、準備組合が今後、再開発後の店舗構成を検討する際にも参考にさせていただけたと存じます。</p> <p>テナントの店舗構成の検討に関して地域住民の皆様のご意見をお聞きする機会をもってほしいというご要望や、その他事業計画に関するご意見は、事業検討主体である準備組合にお伝えいたします。</p>	計画調整室	R7.8.28	R7.9.11

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>そしてタワマンを売ったら再開発の費用を捻出できるなんて考えはやめてほしい。それなら北千里が魅力のない街になんて既に建設費用を回収しているので、そのあとは努力もしない、どうでもよいことになる。絶対にそんなことは許せない。</p> <p>おしゃれで便利で魅力的な街になり防犯面も強化されみんなが安心して暮らせるまちにしてほしい。それが北千里住民の願いです。</p> <p>その代わりタワマンのところに商業施設を作つてほしい。そうすればA街区を3階建てとしてもB街区も同様に3階建てにして2万5000平米ほど増やして全部で7万平米で150店舗入れることもできるのではないか?</p> <p>平面図のことやどんなテナントが入るかの意見交換会を数回実施し、住民の意見を十分に聞いてください。タワマンの件も反対意見が多いみたいなので絶対意見をもっと広く聞いてほしい。</p>				
18 C49。「スプラッシュパーティー」は、いつ行われるのですか??。	<p>吹田市のHP(新着情報)に9月1日に「受付開始しました」を掲出されましたが、9月2日には、削除されています。</p> <p>・サイトの内容を見ましたが、①実施の日にちが記載されていませんでした。</p> <p>⇒添付画像。C49-スプラッシュパーティー。新着情報。9月1日</p> <p>②9月は、台風の時期でもあります。5日には、熱帯低気圧が近畿地方を通過の天気予報が出されており、「スプラッシュパーティー」の実施日にもし、台風が通過の時は、中止または延期になると思いますが、参加者にどのように周知されるのでしょうか?。</p> <p>⇒添付画像。C49-熱帯低気圧が近畿地方を5日に通過</p> <p>③注意事項に安全のため「日傘等の使用は禁止しております」の記述がありますが、今年の夏は異常な暑さが続いており、吹田市の9月8日~9月10日の予報も36度。どのような対応をされるのでしょうか?。(気象庁の大阪の平年の最高気温は、31.4度)</p> <p>⇒添付画像。C49-吹田市の天気予報_9月3日から10日</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>①スプラッシュパーティーはすいたフェスタのコンテンツの一つとして実施するものですので、すいたフェスタ開催日である9月20日(土)に開催いたします。</p> <p>すいたフェスタの開催日は、すいたフェスタの情報を掲載しているページ及びスプラッシュパーティーの申込画面に明記しております。</p> <p>②中止判断については、本市HP及びすいたフェスタHPに明記しております。</p> <p>その他、中止の可能性が高まった場合には、すいたフェスタのSNS(インスタグラム・X)で周知する予定しております。</p> <p>③スプラッシュパーティーの実施工場内には、小さなお子様も含め 多数の参加者がいますので、事故防止のため、当該工場内にいる方に限り日傘の使用を禁止しているものです。なお、体調不良者は休憩するようアナウンスも実施いたします。</p>	シティプロモーション推進室	R7.9.3	R7.9.11

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19 C56-メイシアター入口の「1970年カナダ政府から寄贈された像」をいつ清浄して頂けますか。	<p>他の方が今年5月22日に投稿。「メイシアター1階事務所前の入り口に1970年カナダ政府から寄贈された彫刻が展示されています。かなり汚れていますし、2025万博開催の節目でもありますし、綺麗に清掃するなどメンテナンスをお願いします。」</p> <p>【回答:文化スポーツ推進室。R7.5.22】寄贈された彫刻につきまして、汚れがあり、アクリルパネルが一部破損している状況でした。(中略)今後彫刻の清掃を行い、アクリルパネルの交換を実施する予定です。</p> <p>⇒添付画像。C56.メイシアター。カナダ館の像-1.-2。</p> <p>・大阪・関西万博も残り1か月余りです。閉会後に。カナダの方々が1970年万博の吹田を訪ねて見たいと思われるかもしれません。文化スポーツ推進室は、「彫刻の清掃を行い、アクリルパネルの交換を実施する予定」…との事。綺麗になっていたら、感激されると思います。よろしくお願い致します。</p> <p>※人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に併覧を願います。市長様、議員の方々、多くの市職員の方々が長年この前を通られる事から、早くに気づいて欲しかったです。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	メイシアター1階事務所前入口付近のカナダ政府から寄贈された彫刻については、6月に洗浄及びアクリルパネルの交換を行いました。	文化スポーツ推進室	R7.9.8	R7.9.11
20 【問い合わせ】吹田市内小中学校でのウサギ飼育についての確認	<p>市内小中学校におけるウサギ飼育についてお伺いしたく、ご連絡差し上げました。</p> <p>近年、学校でのウサギ飼育については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物虐待につながる「不適切飼育」が起こりやすいこと</li> <li>・教員の負担増</li> <li>・気候変動によるストレスや死亡リスクの増大</li> <li>・動物アレルギーの子どもへの配慮の必要性</li> </ul> <p>などの理由から、全国的に見直しや廃止の動きが広がっていると承知しております。</p> <p>つきましては、現在、吹田市内の小中学校でウサギを飼育している学校はあるかどうかについて、ご教示いただけますでしょうか。</p> <p>お忙しいところ恐れ入りますが、ご回答いただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>	現在、吹田市でウサギを飼育している学校は小学校1校、中学校0校でございます。	学校教育室	R7.8.28	R7.9.12

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21 C53-市HPに掲出の「工事情報を更新しました。」のタイトルに疑問。	<p>表題について、8月5日の新着情報に掲出されましたが、「工事情報」…って、道路・水道・下水・公園・建築(市庁舎、公共施設屋内・外)、緊急度など、いろいろな場面があります。市HPに掲出された部署は、誰に(市民・事業者・入札業者)、何を伝えようとされましたのでしょうか?。</p> <p>⇒添付画像。C53-工事情報を更新の新着情報8／5。8月24日時点の位置</p> <p>1)下水道部は、タイトルには、具体性を持たせて、対象者に分かりやすくされる事が必要だと思います。</p> <p>⇒添付画像。C53-工事情報を更新のサイト情報8／5</p> <p>2)市HPに掲出されるに際して、上席者の決済を受けられましたか?。</p> <p>3)添付画像は、8月24日の新着情報の最下段に近い位置です。約20日間このタイトルで市HPに掲出されたまま、修正がされていません。後藤市長様、市議会議員の皆様、各部局長、市職員の方々は、吹田市のHPを見ておられないのでしょうか?。見ておられたら下水道部に情報提供されている筈。⇒吹田市の業務運営に対して市民の信頼度が低下が懸念。</p> <p>※広報課、人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>下水道部においては、市民の皆様に管路保全室が実施している工事の名称、場所、工期及び担当部署をお知らせするために、ホームページに掲載しています。</p> <p>本年度においては8月5日に更新し、工事発注にあわせて工事情報を追加掲載しているところです。</p> <p>御指摘いただきました8月5日に掲載した工事情報は、公開承認者の決裁を受けたものですが、新着情報のタイトルは「工事情報を更新しました。」となっており、何の工事なのか分からぬものになっていました。御不便をおかけし、申し訳ございません。</p> <p>なお、8月15日以降に更新した工事情報につきましては、新着情報のタイトルを「下水道管路等の工事情報を更新しました。」に改めまして更新しているところです。</p> <p>今回いただきました御意見を真摯に受け止め、より分かりやすく市民の皆様にとって使いやすいホームページを目指してまいります。</p>	管路保全室	R7.9.5	R7.9.12

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22 市民の声で文字サイズを小さくするのは不適切です	<p>市民の声において、文章が長くなると文字サイズを小さくして掲載している例が見受けられます。</p> <p>この運用は以下の点で適切ではないと考えます。</p> <p>●可読性の低下 文字を小さくすると、高齢者や弱視の市民にとって読みにくくなり、市民誰もが平等に情報を得られるという原則に反します。</p> <p>PDFは、印刷を前提とした固定レイアウトの形式です。文字サイズが固定されているため、ブラウザや端末の機能で簡単に文字を拡大することが難しい場合があります(特にスマホでの閲覧時)。</p> <p>●アクセシビリティの配慮不足 行政文書は、JIS X 8341-3(高齢者・障害者等配慮設計指針)に準拠することが求められます。「文字を縮小して詰め込む」という方法は、視覚的に弱い立場にある市民への合理的配慮を欠くものです。</p> <p>●形式優先の姿勢 本来は文字量が増えた場合、ページを増やすべきであり、単に文字を小さくすることは、市民にとっての利便性を軽視した対応といえます。</p> <p>要望: 長文を掲載する際には、文字サイズを小さくするのではなく、ページ数増加によって可読性を確保してください。</p>	<p>平素は市政発展のために御協力いただき、厚くお礼申し上げます。市民の声の公表につきまして、長文の場合に文字サイズを小さくしておられ、御不便をおかけしました。</p> <p>データ管理の都合上、枠に入りきらないときには文字サイズを小さくして収める方法を採っておりました。</p> <p>今後は、文字サイズを小さくするのではなく、標準の文字サイズのままページ数を増やして、市民の皆様に読みやすいように記載させていただきます。</p>	市民総務室	R7.9.4	R7.9.17
23 C51-「令和7年度 第1回 国民健康保険運営協議会」の開催について市民への周知が必要。	<p>標題について、健康医療部のサイトに、2025年8月29日に掲出がされていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲出がされていませんでした。</p> <p>⇒添付画像。C51-国民健康保険運営協議会開催案内のサイト。8/29 ⇒添付画像。C51-国民健康保険運営協議会開催案内。新着情報8/29に無し ・サイトには、傍聴受付についての説明文が記載されていることから、市民への周知は必要だと思います。 ※広報課に供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>「令和7年度 第1回 国民健康保険運営協議会の開催」については、ホームページの新着情報として掲載できておりませんでした。運営協議会の開催情報は、市民への周知が必要な情報であることは、国民健康保険課も認識しておりますところでございます。</p> <p>今後は運営協議会の開催日時等の情報を新着情報として掲載して行こうと考えております。ご指摘をいただきまして、ありがとうございます。</p>	国民健康保険課	R7.9.5	R7.9.17

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24 C54-市HPに掲出の「第6回吹田市バリアフリーパー推進協議会」のタイトルに提言。	<p>標題について、9月3日の新着情報に掲出されましたが、このタイトルでは、推進協議会の説明なのか、開催案内なのか、開催結果なのかが分かりません。</p> <p>⇒添付画像。C54. 推進協議会、新着情報。9/3</p> <p>⇒添付画像。C54. 推進協議会、サイト。8/26</p> <p>1)サイトを開くと、8月26日に開催済みでした。⇒タイトルは、「第6回吹田市バリアフリー推進協議会」の開催結果。または、「第6回吹田市バリアフリー推進協議会」の議事要旨にされたら分かりやすい。</p> <p>2)今回は、開催済みであることから、議事録要旨の添付が必要と思います。</p> <p>3)協議会の構成メンバーの記載が必要と思います。連合自治会長様は、入っておられるのでしょうか？。</p> <p>4)「資料3-3. 重点整備地区・生活関連施設…」で全体図の“X印”的説明が、凡例に記載されていません。</p> <p>⇒添付画像。C54. 推進協議会、資料3-3の“X印”。</p> <p>5)バリアフリー推進協議会は、傍聴可能な会議体ですか？。7月30日に市HPの新着情報に事前案内がされていますが、傍聴についての説明文がありません。</p> <p>6)バリアフリー化関連で、他県での視覚障害者の踏切での死亡事故を受けて、阪急電車豊津駅前の踏切道で少し前に、点字タイルが設置されましたか、府道の北側(市管理道)と南側(府道)で形状が、異なっています。視覚障害者の方は「何！、これ！」、困られると思います。⇒吹田市と、大阪府の担当部署の事前協議は、国が色々と検討されている中でどのようにされたのでしょうか？。</p> <p>・市議会議員何人かが、駅前での辻立ち説法をされていますが、気づいて欲しい事象です。</p> <p>⇒添付画像。C54-阪急電車・豊津駅前踏切・点字タイル</p>	<p>1 新着情報のタイトルについて 今後、頂いたご意見を参考に掲載させていただきます。 (担当:総務交通室)</p> <p>2 議事録要旨の添付について 議事録要旨につきましては、準備出来次第掲載予定です。 (担当:総務交通室)</p> <p>3 協議会の構成メンバーの記載および連合自治会長の所属の有無について 委員名簿の掲載をいたします。連合自治会長は委員ではございません。 (担当:総務交通室)</p> <p>4 資料3-3の凡例の記載漏れについて 凡例については、ご指摘のとおり記載漏れがありました。 今後、凡例の記載漏れがないように注意して資料を作成させていただきます。 (担当:総務交通室)</p> <p>5 傍聴の可否及び説明について バリアフリー推進協議会は傍聴可能な会議体です。会場及びWebによる傍聴の募集において、事前にホームページ上に掲載させていただきました。 頂いたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 (担当:総務交通室)</p> <p>6 豊津駅前踏切の点字ブロックについて 阪急電車豊津駅前の踏切の北側は市所有地であります、府管理地になります。</p>	総務交通室、道路室、障がい福祉室	R7.9.8	R7.9.17

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>7)バリアフリー化については、必要なことですが、吹田市道にはセンターラインや道路上の文字が消えている箇所が多くあります。また無駄と思える工事もあります。予算配分の事前調整・優先順位付けの権限者は誰が行っておられるのでしょうか？</p> <p>8)令和6年(2024年)4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。吹田市の市会議員や職員・指定管理者の方々全員に周知(具体例での)がされていないように思えます。</p> <p>9)【追伸】ルイ・ブライユによる点字考案200周年。1965年に日本で考案された点字ブロックが全国に普及で60年。市民に周知をされたら良いかと思います。</p> <p>※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>大阪府茨木土木事務所へ点字ブロックの件について問い合わせしたところ、「踏切道内の誘導表示(エスコートゾーン)については、国土交通省が定める「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に沿って設置しています。南側については、踏切の東側に歩道がないことから北側の誘導表示と異なる仕様になっています。なお、当該踏切道の誘導表示については、視覚障がいの方と立会いのもと計画し、設置したものです。」と回答がありました。 (担当:総務交通室)</p> <p>7 バリアフリー化について 道路表示の塗り直し等は道路の維持補修の一環として行っており、市民要望の内容に応じて周囲の状況やその危険性、緊急性を総合的に勘案して実施の可否を判断しております。 また、道路の維持補修工事は全て必要があつて行っております。 なお、予算案の作成は事業を所管する各々の部署が作成し、予算案を市議会に諮り、議決を経て承認されるものです。 (担当:道路室)</p> <p>8 合理的配慮の義務化の周知について 合理的配慮の義務化について、理解が促進するよう、引き続き府内のネットワークを活用し、具体的な事例を踏まえた啓発に努めてまいります。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>9 点字ブロックの周知について 情報提供ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。 (担当:障がい福祉室)</p>			
25 C57「山の谷川添いで樹木が背丈の高さ。通学路で危険」速やかに伐採要	<p>山の谷川添いの道路で、山手小学校の少し北で樹木が背丈の高さまで繁茂が2か所。カーブ地点でもあり、見通しが悪く車が見えません。メイン通学路の一つでもあり危険。速やかに伐採要。</p> <p>⇒添付画像。C57-山の谷川添い。樹木茂り危険-1 ⇒添付画像。C57-山の谷川添い。樹木茂り危険-2</p> <p>・被害者にならないためにも、加害者にならないためにも、皆が早く気づいて欲しいです。</p> <p>※山手小学校、人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。議員の方、市職員の方もこの前を通られる事から、早く気づいて欲しかったです。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>9月17日に樹木の撤去処理が完了しました。 ご要望ありがとうございました。</p>	道路室	R7.9.8	R7.9.18

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26 C59-「しろやま公園のトイレの屋根上に設置の太陽光パネルの方向が変！」	<p>しろやま公園のトイレの屋根上に設置の太陽光パネルは3基設置されていますが、真ん中のパネルの方角が両端のものと異なります。 ⇒添付画像。C59-公園トイレの太陽光パネルの角度が変。</p> <p>・人為的なものか、それとも取り付け金具の異常なのか、台風時期でもあり、速やかに調査されたし。</p> <p>・真ん中のパネルの方角が、R5年11月時とR7年8月時で更に変化しています。</p> <p>[追伸] :R5年11月時には、少年3人が屋根上に上がって遊んでいました。</p> <p>・何らかの不具合があり、改修をされたのなら改修後の画像を、回答時に添付願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>この度は、岸部新町しろやま公園の太陽光パネルにつきまして、ご通報いただきありがとうございました。</p> <p>現地確認し、トイレの上に設置されている太陽光パネル3基のうち、方向が変わっていた真ん中のパネルの向きを修正いたしました。写真を添付させていただきます。</p> <p>引き続き、吹田市の安全安心に努めてまいりたいと思いますので、お気づきの点がございましたらご連絡いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	公園みどり室	R7.9.9	R7.9.18
27 C64-「市役所駐車場混雑時での案内」で前面道路を通り抜けされる車の安全誘導が必要。	<p>市役所の増築工事も終わり、作業事務所がなくなり駐車スペースが戻りましたが、交通整理員が少なくなり、入庫ではなく前面道路を通り抜けされる方は、対向車線を逆走する(画像右下、左上)必要性があり、この方たちの安全誘導が必要。⇒カーブ個所では、前方の対向車線の状況確認ができません。(画像左下)</p> <p>⇒添付画像。C64.市役所入口の車の混雑状況(4枚組)</p> <p>※安心安全の街づくり宣言の担当部署の危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市役所駐車場の前面道路渋滞時における交通誘導については、現在も車列の最後尾に警備員が待機し、駐車場出入口正面の警備員と連携を取りながら、通り抜けを行う際に対向車が来ることのないよう対応しております。</p> <p>今後も、混雑状況に応じて警備員の配置を増やす等、安全確保に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	総務室	R7.9.12	R7.9.19
28 C65-「市役所正面玄関右のミストシャワー装置は稼働されませんのでしょうか？」	<p>今年の夏は、例年にない厳しい暑さで9月に入っても30度を超える日が続いています。市役所に8月に数回、行きましたが稼働していました。</p> <p>吹田市は、市役所の正面玄関右のミストシャワー装置を稼働されたのでしょうか？。どのような時に稼働されるのでしょうか？。</p> <p>⇒添付画像。C65-市役所のミストシャワー装置</p> <p>※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p>	<p>本庁舎のミストシャワーにつきましては、例年7月1日から9月30日までの平日において、正午から午後5時まで稼働しています。</p> <p>今夏も上記のとおり稼働していますが、ミストの詰まりが発生したため、一部の箇所で十分な水量が噴霧出来ていない状況になっており、現在、修繕に係る手続きを進めているところです。</p> <p>御迷惑をおかけしますが、御理解賜りますようお願いいたします。</p>	総務室	R7.9.12	R7.9.19
29 C66-「市役所ロビーのデジタルサイネージの下部の電気コードをサイネージの脚が踏みつけているように見えます。確認をされたし。」	<p>市役所1階ロビーのデジタルサイネージの下部の電気コードをサイネージの脚が踏みつけているように見えます。確認をされたし。</p> <p>⇒添付画像。C66-市役所デジタルサイネージの下部の電線</p> <p>⇒添付画像。C66-市役所デジタルサイネージの下部の電線・拡大</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市役所1階ロビーのデジタルサイネージの下部を確認したところ、電気コードはサイネージの脚横を通っていました。また、サイネージ設置位置のずれ等で電気コードを踏むことがないよう、電気コードの位置を見直しました。</p>	総務室	R7.9.12	R7.9.19

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30 C50。「戦後80年夏の企画展 講演会」の広報に疑問?。	<p>表題について、イベントカレンダーで、9月6日に講演会が開催される事を知りましたが、市HP(Top頁)の8月30日の新着情報に掲出されていないのに、翌31日の夜に、申し込みをすべく、サイトを開くと「申込多数により定員(60名)に達したため、申込受付を終了しました。」のメッセージが。</p> <p>⇒添付画像。C49-戦後80年 講演会サイト。8月30日。申込受付終了</p> <p>⇒添付画像。C49-戦後80年 講演会。新着情報8/30に無し</p> <p>1)平和祈念資料館は、なぜ、1日間で募集定員が60名(申込先着順)が、定員に達した…と考えておられますか?。今後のこともあり、分析が必要と思います。</p> <p>2)申込み方法が3つ(電話・FAX・吹田市電子申込システム)ありますか…</p> <p>・電話については、休館日および電話受付時間がAM10時からの記載が必要。⇒私は9月1日(月)と翌9月2日のAM9時過ぎに電話をしましたが、呼び出し音のみで、電話の応答が有りませんでした。</p> <p>・FAXは、個人的には無用と思えます。</p> <p>・吹田市の電子申込システムは、講演会の定員に対して申し込み者数の到達度の把握・管理のシステムは構築されているのでしょうか?。⇒定員が60人の場合、60人に達した場合は、以降の方に「申込受付は、終了」のメッセージが自動表示されるのでしょうか?。</p> <p>・FAX申込で、休館日に送信された方の把握は、翌開館日以降となることから電子申込システムとの連携は、無理と思います。</p> <p>※広報課に供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 本講演会は市報すいた8月号に掲載し、申込の募集を令和7年(2025年)8月1日午前10時より開始いたしました。ホームページでの周知につきましては、同日同時に公開しております。 8月29日に募集定員に達しましたので、ホームページは8月30日午前0時付で定員に達した旨の追記とページの更新を行いました。 なお、新規の申込をストップする趣旨の更新であったため、新着情報には掲載しなかったものです。</p> <p>2)について 申込を伴う講座・イベント等の電話受付は平和祈念資料館で行っており、開館時間内の受付となります。今後は、わかりやすい案内となるよう努めてまいります。 電子申込システムでは、システム内の申込件数が設定値に達した時点で受付を自動的に停止する機能はございます。ただし、当室の講演会等は、電話・FAXの申込方法と併用していることから、その機能は使用しておりません。 募集定員に達したことを確認でき次第、可能な限り速やかに電子申込システムで受付停止の処理を行っております。なお、募集定員を超えての申込となつた方には、個別に御説明させていただいております。</p>	人権政策室	R7.9.4	R7.9.22
31 C50-2。「戦後80年夏の企画展 講演会」の広報に疑問?。	<p>標題について、9月4日に「申込多数により定員に達したため、申込受付を終了しました。」のメッセージの件で投稿をしましたが、9月5日の市HPのイベントカレンダーには、「事前申込必要」のメッセージがあります。</p> <p>⇒添付画像。C50-2. 戦後80年 講演会。9月5日時点のイベントカレンダー</p> <p>1)他のイベントでは、定員に達した時には、「募集終了」のメッセージが表示されており、平和祈念資料館は、定員に達した時には、他のイベント同様に市民の立場で考えて「募集終了」のメッセージを表示すべきと思います。</p> <p>2)平和祈念資料館の運営は、市の職員ですか?。それとも、指定管理者ですか?。</p> <p>※広報課に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 今後は、わかりやすい表示となるよう努めてまいります。</p> <p>2)について 市直営で運営しております。</p>	人権政策室	R7.9.8	R7.9.22

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32 C55-市HPに掲出の「第11回吹田市地域公共交通協議会」のタイトルに提言。	<p>標題について、8月18日の新着情報に掲出されましたが、このタイトルでは、開催案内なのか、開催結果なのかが分かりません。 ⇒添付画像。C55. 交通協議会。新着情報。8／18</p> <p>1) タイトルに“開催結果”または、“議事要旨”を付記されれば、分かり易かった。 2) サイトを開くと、3月19日に開催済みであり、議事要旨は添付がされていますが、約5か月が経過。遅いように思えます。 ⇒添付画像。C55. 交通協議会。サイト。8／18。開催は3月19日に※広報課に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1) タイトルについて…ご指摘の通り、現在のタイトルでは更新内容が不明瞭であるため、今後タイトルに留意して更新して参ります。</p> <p>2) 議事要旨の公開時期について…議事要旨は、「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の考え方について」(平成12年3月8日制定、平成29年4月7日改正)に定められております時期を目途に、令和7年4月17日に既に更新手続きを終えております。更新日が8月18日となっておりますのは、資料の誤字につきまして8月18日に一部訂正したからでございます。</p>	総務交通室	R7.9.8	R7.9.22
33 C60-市HPに掲出の「第12回吹田市地域公共交通協議会」のタイトルに提言。	<p>標題について、9月3日の新着情報に掲出されましたが、このタイトルでは、開催案内なのか、開催結果なのかが分かりません。 ⇒添付画像。C60. 第12回吹田市地域公共交通協議会。新着情報。9／3</p> <p>1) サイトを開くと、8月26日に開催済みであり、タイトルに工夫が必要。 ⇒添付画像。C60. 第12回吹田市地域公共交通協議会。サイト。8／26開催済み 2) 議事要旨の添付が無く、市HPへの掲出の目的が分かりません。議事要旨の報告をお願いいたします。 ※広報課に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1) タイトルについて…ご指摘のとおり、現在のタイトルでは更新内容が不明瞭であるため、「第12回吹田市地域公共交通協議会」ではなく「第12回吹田市地域公共交通協議会を開催致しました」等の文言へ今後、変更して参ります。</p> <p>2) 議事要旨に関して…「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の考え方について」(平成12年3月8日制定、平成29年4月7日改正)において定められております時期を目途に公開予定でございます。</p>	総務交通室	R7.9.10	R7.9.22
34 市立体育館の空調設備について	<p>市立体育館の冷房についてです。 私は、健康の為、片山体育館に市の運動プログラムに参加しています。1回ごとの料金で参加でき、大変ありがとうございます。健康増進にも役立っています。 ただ、今年の夏ですが、35度以上の日々、体育館でのエアロビクスなど蒸し風呂状態で、大きな扇風機を動かしていただいてますが、室内の空気の温度が、高く運動どころでは、ありません。8月は、体育館も夏季休暇に入り、運動プログラムもない日が、ありましたが、9月に入っても暑いです。 ここ数年、夏には、気温も高くなっていますので、冷房設備をお願いします。</p>	吹田市民体育館の体育室への空調設備の設置につきましては、重要課題であると認識しておりますが、設置工事が大規模なものとなり費用が高額になることから、技術面やコスト面を総合的に鑑みながら計画的な設置に向けて検討を進めております。	文化スポーツ推進室	R7.9.12	R7.9.22

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
35 C52-「参議院議員通常選挙投票案内状作成業務に係る制限付一般競争入札について」の市HPへの掲出に疑問。	<p>表題について、9月2日の新着情報に掲出されましたが、違和感があり、サイトを開くと冒頭に「この案件は募集を終了しています。」の記述が。</p> <p>⇒添付画像。C-52。参議院議員通常選挙投票案内状作成…」の新着情報9/2</p> <p>・募集期間は、2025年4月9日～4月18日であり、また更新履歴の最終は、2025年4月28日の入札結果を掲載しました。であり、選挙管理委員会事務局は市HPに掲出された目的を教えて下さい。</p> <p>⇒添付画像。C-52。参議院議員通常選挙投票案内状作成…」のサイト。募集終了。9/2</p> <p>※広報課に供覧願います。</p> <p>※人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>⇒今まで市HPに掲出されたままで、削除がされていません。後藤市長様、市議会議員の皆様、各部局長、市職員の方々は、吹田市のHPを見ておられないのでしょうか？見ておられたら選挙管理委員会事務局に情報提供されている筈。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>参議院議員通常選挙投票案内状作成業務に係る制限付一般競争入札について」の市ホームページですが、更新内容に一部修正があつたことにより、9月2日に更新したため、新着情報に掲載されたというところです。</p>	選挙管理委員会事務局	R7.9.5	R7.9.24
36 C61-市HPの“イベントカレンダー”に表示の「9月の無料観覧デー」のタイトルに提言。	<p>1)標題の「9月の無料観覧デー」のタイトルでは、何の観覧か、クリックしないと分かりません。⇒タイトルに“吹田市立博物館”的付記が必要だと思います。</p> <p>⇒添付画像。C61。イベントカレンダー。9月23日「9月の無料観覧デー」</p> <p>2) タイトルの末尾に“展示・発表会”的語句が有りますが、何の発表会？…。⇒発表会であれば、予約申込が必要なのでは？…と考えています。</p> <p>※市民目線でお願いします。</p> <p>※広報課に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市HP内のイベントカレンダーの表示「9月の無料観覧デー」につきまして、吹田市立博物館である旨の付記が必要との御意見をいただき、修正いたしました。</p> <p>また、「展示・発表会」というカテゴリにつきましては、市HPが定めているカテゴリから選択しているものであり、このたびは、博物館の展示が観覧無料であるため、最も適切と思われるカテゴリの「展示・発表会」を選択いたしました。</p> <p>いただきました御意見を踏まえ、市民の方の視点に立ち、わかりやすい掲載を心掛けてまいります。</p>	文化財保護課	R7.9.11	R7.9.25
37 C67-「大阪府大学生等若者への食費支援事業」について市民に周知が必要	<p>大阪府が、大学生等若者への食費支援事業を始めます。(令和7年7月29日更新)</p> <p>・物価高騰の影響が長期化する中、子育て世帯に準じて強く影響を受ける若者を支援するために、大学生年齢(19歳～22歳)の若者に、米またはその他食料品を給付いたします。</p> <p>・申請受付期間が、令和7年9月16日(火曜日)午前9時00分から12月16日(火曜日)午後11時59分までの記載があり、吹田市のHPで本日、15時時点で児童部子育て政策室の掲出が無いでの投稿。</p> <p>⇒添付画像。C67-「大阪府大学生等若者への食費支援事業」</p> <p>※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。⇒他市では、既にHPで周知されています。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>大阪府大学生等若者への食費支援事業については、本日付けで吹田市ホームページにて掲載しております。対応が遅くなり申し訳ございません。</p> <p>なお、本事業の対象年齢が19歳以上であることから、健康・福祉にかかるページに掲載しております。</p>	福祉総務室	R7.9.12	R7.9.25

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
38 C68-「吹田市の“企業版ふるさと納税実績”のサイトは、更新日は2025年1月22日であり、今迄の実績は令和6年度の2社のみで、令和7年度および令和5年度以前の記載はありません。	<p>1)吹田市の“企業版ふるさと納税実績”のサイトは、更新日は2025年1月22日であり、今迄の実績は令和6年度の2社のみで、令和7年度および令和5年度以前の記載はありません。</p> <p>・“企業版ふるさと納税”は、吹田市以外の企業からの寄付になります。他市では、令和3年度から寄付の実績もあります。吹田市への寄付企業数が少ないことについて、吹田市行政経営部 企画財政室は、どのように分析をされていますのでしょうか？</p> <p>⇒添付画像。C68-吹田市の企業版ふるさと納税実績。R6年度-2社のみ。令和7年度、令和5年度以前なし</p> <p>2)【私見】吹田市への寄付をされる企業が少ないのは、①吹田市の事業名が企業とマッチングしないのか？。②寄付をされた企業の記載内容が文字情報のみであり、他のHPのように“企業のロゴ、企業様ご紹介、HPのリンク”が貼り付けて無く、⇒企業にとっては、PR効果が低いと思っておられるのかもしれません。⇒検証が必要かと思います。</p> <p>※また、枚方市への実績は、R6年に18社。R7年に8社が寄付をされています。加えて感謝状贈呈式(令和7年9月8日開催+他の企業にも有り)の様子のリンクがあり、寄付をされた企業への敬意が見られます。</p> <p>【他市の実績。9/14日現在】</p> <p>⇒添付画像。C68-西宮市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度4社)(令和7年度2社)</p> <p>⇒添付画像。C68-尼崎市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度5社)(令和7年度1社)</p> <p>⇒添付画像。C68-豊中市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度23社)(令和7年度3社)</p> <p>⇒添付画像。C68-池田市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度6社)(令和7年度4社)</p> <p>⇒添付画像。C68-箕面市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度22社)(令和7年度3社)</p> <p>⇒添付画像。C68-摂津市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度1社)(令和7年度1社)</p> <p>⇒添付画像。C68-茨木市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度4社)(令和7年度2社)</p> <p>⇒添付画像。C68-枚方市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度18社)(令和7年度8社)+感謝状贈呈式</p> <p>⇒添付画像。C68-枚方市。企業版ふるさと納税の感謝状贈呈式</p> <p>※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について</p> <p>本市では、令和6年度に初めて2社からご寄附いただいており、令和5年度以前の実績はなく、また、令和7年度についても、令和7年9月1日時点での実績はございません。</p> <p>制度開始から、府内での周知やチラシ・ホームページの作成による企業向けの周知を行ってまいりましたが、実績が少ないため、さらなる周知や工夫が必要と認識しております。</p> <p>2-①)について</p> <p>本市では、寄附の対象となる事業を「吹田市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に紐づく4事業としており、具体的な取組名称ではないため、企業にとってマッチングしづらい場合もあると存じます。</p> <p>そのため、ホームページやチラシでは、4つの対象事業に関連する具体的な取組例も記載しているところですが、企業の寄附のご検討に資するわかりやすい情報となるよう努めてまいります。</p> <p>2-②)について</p> <p>企業におかれでは、寄附によるPR効果を含めて寄附をご検討されることもあると存じます。</p> <p>本市においても、掲載内容の充実に努めてまいります。</p>	企画財政室	R7.9.16	R7.9.25

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
39 C62-「吹田市保健所の外壁に取り付けの蛍光灯の傾斜が気になります」他。	<p>1)吹田市保健所裏口の外壁に取り付けの蛍光灯の傾斜(約45度)があり、 ⇒添付画像。C62.保健所の外壁の蛍光灯傾斜 ・もしかして、照射方向・範囲を考えて取り付けておられるのか、それとも取り付けボルト・ナットのゆるみなのか不明ですが、器具の傾斜が気になります。 ・経年劣化も感じられ、器具の防水ゴムの劣化により強風・雨水の浸水による漏電の可能性も考えられます。⇒点検されたし。</p> <p>2)保健所のロビーに設置の大型扇風機の電源コードが、電工ドラムに巻いたまま使用されており、発熱による火災の恐れがあります。 ⇒添付画像。C62.保健所・大型扇風機の電工ドラム ⇒添付画像。C62.電工ドラムは巻いたまま使うな</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1 外壁取り付けの蛍光灯について 蛍光灯の傾斜については、取り付け金具の緩みによるものと考えられます。 当該蛍光灯は、竣工時から設置されているのですが、保健所周辺の電灯等を考慮すると、設置の意義が薄れてきているように思われます。そのため、今後の安全対策につきましては、撤去も考慮しつつ、対応させていただきます。</p> <p>2 ロビー設置の大型扇風機の電源コードについて ご指摘のとおり、電工ドラムに巻いたままの使用は安全面に問題があるため、使用方法を見直させていただきます。</p>	保健医療総務室	R7.9.11	R7.9.26
40 C63-「Fry(使用済み油で) to Fly(空を飛ぶ)！」家庭で使った使用済み油の回収…」での提言	<p>家庭で使った使用済み油の回収拠点の中央図書館の回収のコンテナについて、本体(幅約 1m、奥行 60Cm)と蓋がヒンジで繋がっていないので、蓋を上げると後ろにズリ落ちてしまいます。 ⇒添付画像。C63.使用済み油の回収コンテナ(上図)-ヒンジ無し 1)蓋を元に戻すには、片手では無理。両手が必要であり、図書館への返却の本を持っていると無理です。油を持って来られるのはご婦人が多いと推測した場合、買い物や、園児の送迎などの用事のついでに立ち寄られる事も考えて、蓋の開閉が片手で可能な形状のコンテナの採用が必要だと思います。⇒キッチンの足踏み式の蓋が理想のように思えます。 ⇒添付画像。C63.コスモ石油の蓋には、ヒンジ有り 2)市の回収のタイミングは、どのようにしておられますか？設置個所の図書館から連絡があるのですか？ ⇒画像では、もう少しで満杯になりそう。⇒満杯の時には、コンテナの横においても良いのですか？⇒消防法上では、問題はありませんか？ 3) 6月1日の“C23”で投稿した「サイト内の年間の回収量の推移グラフの単位が“トン”表記ですが、“リットル”表記の方が分かり易い」…について、再検討願います。 ⇒因みに、令和6年度の回収量の7.43tは何リットルで、ジャンボジェット機で何分・何時間飛行できますか。 4)コンテナの蓋の裏面に「ご協力ありがとうございます」のメッセージが貼り付けておかれたら、良いかもしれません。 5)吹田市内の学校などの給食での調理油の回収は、されているのでしょうか？ ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)貴重な御意見として頂戴いたします。コンテナの入替の際には御意見を踏まえ、検討させていただきます。</p> <p>2)回収は週に1~2回のペースで定期的に行っています。なるべくコンテナがいっぱいにならないように回収しておりますが、万が一入りきらなかった場合は、コンテナの外に置いてください。なお、消防法上は問題ありません。</p> <p>3)廃棄物は一般的に重さ(トン)で計量し、本市でもそのようにしております。リットルへの換算は回収した油の状態(純度)によって異なりますが、およそ1リットル=0.9kgとされていますので、令和6年度の回収量は約8,000リットルとなります。 飛行距離については、機種によって異なりますが、たとえば最新鋭ジャンボジェット機(ボーイング787)の場合、燃料1リットルで0.12km飛ばすことができると言われています。8,000リットルでは約960km、飛行時間3時間程度と考えられます。 ただし、国際規格でジェット燃料におけるSAFの混合率は最大～50%とされており、現状ではSAFのみでの飛行は行われておりません。</p> <p>4)貴重な御意見として頂戴いたします。</p> <p>5)吹田市では市立小学校及び市立幼稚園の給食で使った油も回収しており、令和7年4月からはSAFの原料としてのリサイクルを進めています。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>	環境政策室	R7.9.11	R7.9.26

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
41 吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会5	<p>■【質問1】について</p> <p>●【質問1-1】          &gt;努力はいたしましたが、十分ではなかったため今後も改善すべき課題はあると認識しております</p> <p>以下について具体的にご回答ください。</p> <p>・この10年間、会議を機能させるためにどのような努力を行ったのか、なぜそれで機能しなかったのか</p> <p>・当事者会において、私が会議が機能していないことを指摘したにもかかわらず議事に反映されませんでした。会議を改善する意志があるなら、なぜ反映しなかったのか</p> <p>・会議を運営するファシリテーションの技術は、市職員に通常求められる基本的な職務能力と理解しております。それにもかかわらず、なぜ会議が適切に運営できなかったのか</p> <p>・10年間の努力で成果が出なかったにもかかわらず、今後も努力するだけで成果が出ると考える根拠</p> <p>●【質問1-2】          &gt;会議が機能していなかったという認識ではございません</p> <p>それは最初の回答の、          &gt;全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは策定プロセスにおいて十分に行うことができておらず          と矛盾しております。どちらが正式な見解なのか明確にしてください。</p>	<p>【質問1-1①】について          この10年間においても、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定の際には、地域自立支援協会全体会議において、計画について報告し、意見聴取は行ってきたところです。          また、「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは、策定プロセスにおいて十分に行うことができていなかったと認識しておりますが、地域自立支援協議会が機能していなかったとは考えておりません。</p> <p>【質問1-1②】について          「議事に反映されなかった」とは、議事録に反映されていないというご指摘でしょうか。そうであれば、恐れ入りますが、議事録の修正が可能かどうかを含め、正確に回答させていただくため、議事録のどの箇所をどのように修正されたいのか、具体的にご教示いただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>【質問1-1③】について          会議の運営は、事務局である市職員のみではなく、議事の進行は会長にも担っていただいています。          また、会議に参加する委員とも一緒に進めていくものであり、市職員のファシリテーション能力のみによって、会議の運営が機能するか否かが決まるものではないと認識しております。          また、繰り返しになりますが、地域自立支援協議会が全て機能していなかったとは考えておりません。</p>	障がい福祉室	R7.9.12	R7.9.26

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>また、「10年以上開催されているながら、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかった」ことを大きな問題と認識しているのかどうか、明らかにしてください。</p> <p>●【質問1-3】 &gt;地域自立支援協議会にかかる職員の人事費等の算出は困難  「会議回数×参加職員数×平均滞在時間×平均職員時給=概算人件費」で概算可能です。  会議にかかった費用が不明なのであれば、10年間会議が機能していなかったことがどれだけ大きな問題なのかも判断がつかない筈です。 費用が不明な段階で「責任を取る必要がない」と判断した根拠を明らかにしてください。</p> <p>■【質問2】【質問3】について  前回の質問の【質問2】【質問3】にご回答いただいておりません。ご回答ください。 このような事務処理上の不備が見受けられますので、ご留意ください。</p>	<p>【質問1-1④】について 令和7年度から令和8年度にかけて、次期計画である第5期障がい者福祉計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定を進めているところですが、今回の策定プロセスにおいては、地域自立支援協議会の全体会議委員が障がい者施策推進専門分科会の計画策定作業部会に参画することになりました。 これにより、地域自立支援協議会の意見を計画に反映できるようになるものと考えております。 引き続き、地域自立支援協議会と障がい者施策推進専門分科会それぞれの長も含めて連携にかかる検討を進めるなど、新たな取組を進めていることから、前回の計画策定時に十分にできていなかった点を改善できるものと考えております。</p> <p>【質問1-2①】について 「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において策定化を検討し、計画に反映する」ということは、策定プロセスにおいて十分に行うことができていなかったことは認識しておりますが、障がい者等が、自立し安心して日常生活や社会生活が営むことができる地域社会の実現に向け、支援体制等に関する諸課題について、地域自立支援協議会で協議・協働に努めてきたと認識しており、会議が機能していなかったという認識ではございません。</p> <p>【質問1-2②】について 前回の計画策定時には、書面による意見集約に留まった点は、次回、改善をしていきたいと考えておりますが、全体会議としての意見反映のプロセスが一度も実現されていなかったとは認識しておりません。</p>			

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>【質問1-3】について      繰り返しになりますが、計画策定プロセスにおいて、「全体会議として検討した課題を基に専門分科会において施策化を検討し、計画に反映するということは十分に行うことができていなかった」との認識ですが、計画策定における地域自立支援協議会への意見聴取は、障害者総合支援法における努力義務であり、○○様が以前「責任を取る行為」として例示された職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表などを行う必要はないとの判断に至りました。</p> <p>また、この10年間においても、障がい者等が、自立し安心して日常生活や社会生活が営むことができる地域社会の実現に向け、支援体制等に関する諸課題について、地域自立支援協議会で協議・協働に努めてきており、会議が機能していなかったという認識ではなく、概算人件費が不明であるために大きな問題なのか判断がつかないとのご指摘には当たりません。</p> <p>【前回の質問2】について      市からの回答に対する○○様のご意見として、承らせていただきました。      回答が必要とのことであれば、どういった質問かを再度、明確にしてください。</p> <p>【前回の質問3】について      市からの回答に対する○○様のご意見として、承らせていただきました。      回答が必要とのことであれば、どういった質問かを再度、明確にしてください。</p>			

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
42 C69-「駅前の“町名街区地図案内板”的正常化が必要」	<p>豊津駅前に設置されている“町名街区地図”が経年により、公共施設の位置が移転他などでの変化が見られ、現状と異なり市民に誤解を与えます。</p> <p>また、当該エリアには、大型のマンションが多く建設されて、新しい住民が増えていることから、正常化が必要。また毎年、3月には新入大学生がマンション入居に伴いウロウロされています。</p> <p>⇒添付画像。C69-町名街区地図案内板。豊津駅前</p> <p>1)数年(5年位)前に、駅前からコンビニの前に移設されましたが、“現在位置”的矢印は旧のままで、正しくありません。⇒移設時に変更すべき。加えて、夜間はコンビニの多くの蛍光灯が映り込み見難いです。</p> <p>⇒添付画像。C69-町名街区地図。豊津駅前で地図を撮影の方</p> <p>※総合福祉会館、図書館、体育館、市民プールへ行かれる方が、良く見られています。</p> <p>2)山手町1丁目の山手地区公民館は(完成から6年半)、まだ旧の位置に表記。関連で山手町4丁目37の高齢者いこいの間は、同時期に移転、まだ文字が。</p> <p>3)旧吹田市民病院(移転から7年目)および医師公舎跡は、文字が消されていますが、市民病院併設の看護師寮や保育園は廃止されているのに文字が残っています。⇒なぜ一緒にされなかったのか疑問。</p> <p>4)高寿園(福祉避難所・支援センター)の旧の位置の文字は消されているのに、移転先には建物・文字の表記がありません。</p> <p>5)大和大学が開校から5年になりますが、広い敷地なのにまだJR西の社宅群のままで、建物・文字情報がありません。</p> <p>6)出口町35のマンション(広域避難地に指定)の建物・文字表記がありません。他のマンションには、名前が表記されているのに…</p> <p>7)山手町2-1の山手ハイツ、山手町2-18の郵政の社宅2棟は建替えられて、新しいマンションが出来て名前が変更されています。山手郵便局の表記は、必要と思います。</p> <p>8)公共施設の移設工事の稟議書起案者が、“町名街区地図案内板”的管理部署に情報提供をするルールが無いと考えます。このエリアに住んでおられる市職員がおられたら、気づいて欲しい。</p> <p>9)後藤市長様は、市議会などの「部門間の横串の重要性」の発言があります。秘書課長様から、後藤市長様への情報提供をお願いいたします。</p> <p>※人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>お問い合わせいただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。</p> <p>市内各所に設置されている町名街区案内図については、修正が必要である箇所を順に毎年補修作業を実施しております。ただ、市内全域で合計102箇所設置されている案内図について、例年の予算の範囲内で全て補修することは難しいため、優先的に修正が必要な箇所を選定の上実施しております。</p> <p>今年度は御指摘いただきました豊津町設置の対象案内図も含め、優先的に必要な箇所の補修作業を実施するものとします。</p> <p>以上、どうぞ宜しくお願い申し上げます。</p>	市民課	R7.9.17	R7.9.26

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
43 民泊について	<p>大阪は現状民泊は高い水準にあります。</p> <p>吹田市市民として、民泊は必要ありません。市民が大迷惑するだけです。除外主義と勘違いしないで下さい。外国人を駄目と言ってる訳では無いです。日本の治安守ら無い人多いのが、駄目なだけです。</p> <p>ましてやアフリカホームタウンプロジェクトがいつ吹田市に標的にされるのもら困るし、阪大に微生物研究所がありますが、エボラ等のアフリカに多い研究されても困ります。是非、吹田市長が毅然とした考えを示して市民を頼みます。</p>	<p>本市は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(いわゆる「特区民泊」)は、市民の住環境の悪化は避けなければならないとの方針のもと実施しておらず、今後もこの方針は変わりません。</p> <p>なお、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業(いわゆる「民泊」)は、住宅を旅行者などに有料で宿泊させる事業のことで、年間180日以内の営業日数の制限があります。</p>	衛生管理課	R7.9.22	R7.9.26
44 国勢調査員からの質問について	<p>本日(9/22)の夕方我が家に国勢調査員が来られました。簡単な説明の後に家族構成を訊かれました。うっかり答えましたがこれって本当に答える必要があるのですか?</p> <p>又、調査員に対して家族構成を各戸別に訊くような指導をされていますか?もしそうだとしたら犯罪の温床になる気がするのですが実態がどうなっているのか教えて下さい。そして調査員に対してその様な指導をされていないなら即刻止めさせて下さい。回答をお待ちしています。</p>	<p>この度はご迷惑をおかけし大変申し訳ございませんでした。</p> <p>総務省統計局が作成している「調査の手引」等に、「調査書類の配布時には、調査票1枚に4名分しか記入することができないことを説明した上で、調査票の必要枚数を確認する。」と記載があります。そのため、「世帯員数が5人以上であるか」又は「調査票が2枚以上必要か」といった質問をし、調査票の必要枚数を確認させていただいています。</p> <p>ただし、世帯員数を確認することはあっても、家族構成を確認するようには指導していません。</p> <p>つきましては、ご指摘いただいた内容について、調査員へ再度指導いたします。</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	総務室	R7.9.24	R7.9.28
45 外国人との共生促進の可能性について	<p>日本の4都市とアフリカ4か国とのホームタウン騒動がありました。JICAも日本政府も各自治体も内容の詳細を示さないために大きな話題となり、地域住民を中心に大きな反対運動となっています。</p> <p>各自治体では事前に市民へのお知らせ等ではなく、市の職員も寝耳に水だったようですが、JICAのような団体から的一方的な認定にしろ、市長の独断にしろ、吹田市でも今後そのような可能性や現在進行中の案件などはあるのでしょうか?また、それらはどこで公表され、決定前に一市民として意見を申し上げたり賛否の意思表示をすることが可能であるか教えてください。</p> <p>外国人が地域に増えるということは、ゴミ出し問題や騒音問題などが起こるもので、特に今回問題になったアフリカのような地域からの流入者であれば感染症や宗教の違いによるトラブルもとても心配です。また、学校教育現場において日本語の通じない子やムスリムに対応することで日本人の子の学習機会や給食における日本の食文化が奪われるようなことがあってはなりません。</p> <p>吹田市多文化共生推進アクションプランというのがあるようですが、外国人と同じ地域で暮らす上で、市民が我慢をするのは共生ではないということをしっかりと念頭に置いて実行していただきたいと思います。</p>	<p>本市において、「日本の4都市とアフリカ4か国とのホームタウン」のような取組を行う予定はございません。</p> <p>なお、外務省のホームページにおいて、「JICAアフリカ・ホームタウン」に関してとして情報発信がされておりますので御確認ください。<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02637.html">https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02637.html</a></p>	文化スポーツ推進室	R7.9.22	R7.9.29

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
46 C72-「秋の全国交通安全運動」の取組みについて市HPでの周知が必要。	<p>毎年の「秋の全国交通安全運動」が令和7年9月21日(日)から9月30日(火)まで実施されます。また9月30日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。</p> <p>1) 標題について、他市(西宮市、尼崎市、豊中市、池田市、摂津市、茨木市、高槻市)ではHPで周知がされており、吹田市に於いても安全施策の取組について周知が必要だと思います。</p> <p>・全国台での取り組みの紹介。大阪府では“二輪車の交通事故防止”が重点取組です。またチラシには、令和8年4月1日より、道路交通法が改正され、自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が適用されます…の記載があり、周知が必要。</p> <p>⇒添付画像。C72-秋の全国交通安全運動。高槻市のHP。9月18日</p> <p>2) 吹田市の自転車走行の現状については、令和6年11月1日から道路交通法が改正され、自転車の危険な運転に新たに罰則が強化され、11か月が経とうとしていますが、画像のように車道の自転車通行帯(青色の矢羽根マーク)が整備されていますが、歩道を多くの自転車が逆方向の走行。来年4月からの(青切符)が適用されますが、後6か月間での定着は困難と思われます。</p> <p>⇒添付画像。C72-秋の全国交通安全運動。吹田市の自転車走行の現状(9月撮影)</p> <p>⇒添付画像。C72-秋の全国交通安全運動。吹田市の自転車-信号無視</p> <p>・吹田市と吹田警察署でどのような協議をされて、どのような活動をされているのか分かりませんが、ご苦労さまです。</p> <p>3) 後藤市長様が、6月25日に「交通事故をなくす運動」の総会に出席をされていますが、どのような会議体なのでしょうか。吹田市・行政の会議体なのか、民間主体の会議体なのか?。また総会での議決事項など教えて下さい。検索をしてもヒットしませんでした。</p> <p>※人事室、危機管理室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1) 吹田市ホームページ内、総務交通室のページにおいて周知、公開の準備をしたところ、ページ公開手順に手違いがあったため、実施期間以前に公開できませんでした。実施期間初日を過ぎましたが、公開手順を確認し、9月24日(水)より公開いたしました。</p> <p>2) 令和8年4月1日から、自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度(いわゆる「青切符」制度)を導入すること等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」が施行されるにあたり、大阪府、大阪府警察本部より府内各自治体へ、府民への周知、広報啓発活動への取り組みに関する説明会が実施されます。大阪府、大阪府警察本部の方針を確認したうえで、法律施行までの期間は、市民への周知、啓発に努めてまいります。</p> <p>3) 「交通事故をなくす運動」吹田市推進協議会は、行政機関(吹田市、吹田市議会、吹田市教育委員会、吹田警察署ほか)、交通事業者の駅・営業所(JR西日本吹田駅、阪急電鉄淡路駅、阪急バス吹田営業所ほか)、各種団体(吹田交通安全自動車協会、吹田商工会議所、地区連合自治会ほか)が構成団体となっています。活動内容は、吹田市における「交通事故をなくす運動」の企画並びに連絡調整をはかり、この運動の市民全般への効果的浸透を推進し、市民生活をおびやかす交通事故の絶滅を期すことを目的とするものです。</p> <p>6月25日開催の総会での議決事項は以下の報告、提案の承認です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度 事業報告</li> <li>・令和6年度 会計報告</li> <li>・令和7年度 事業計画(案)</li> <li>・令和7年度 予算案</li> <li>・役員の改選</li> </ul>	総務交通室	R7.9.22	R7.9.30